

〔個人事業主用〕休業要請支援金（府・市町村共同支援金）に係る

申請書類チェックリスト

【申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合は、書類返送・再審査となり、審査が遅れることとなりますので、郵送前にご確認ください。】

- .. [様式1] 申請日を記入し、代表者名の押印（実印）をしている。
- .. [様式2] 申請日、所在地、屋号、代表者職氏名を記入し、押印（実印）しているか。
- .. [様式2] 令和2年4月21日から5月6日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を運営し、全面的に休業しているか。（必ず「支援金対象・対象外施設一覧」でご確認ください。）

- 食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前5時から午後8時までの間へと短縮する等の協力を行った場合を含む。
- 令和2年3月31日以前に開業しており、営業実態のある事業者であること。

- .. [様式2] 令和2年4月の売上が前年同月比で「50%以上の減少」となっているか。
- .. [様式3] 誓約書のチェックボックスに全てチェックが付いているか。
- .. [様式3] 誓約書に自署・押印をしているか。
- .. [全様式] 事業所が大阪府内であるか。

申請に必要な書類を全て、添付しているか。様式1・様式2・様式3に記入漏れがないか。

- [様式1] 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）申請書
 - [様式2] 休業要請支援金（府・市町村共同支援金）申請要件確認書
 - [様式3] 誓約書
 - 直近の確定申告書の写し（※確定申告書の写しが提出できない場合は、募集要項P11を参照ください。）
 - ・確定申告書（B第一表・第二表）の写し（※税務署の受付印又は電子申告の受信通知の写し）
 - ・所得税青色申告決算書又は白色申告で収支内訳書を作成している方は、その写しも提出してください。
 - ・平成31年4月の帳簿等（※）の写し
 - 【平成31年4月2日～令和2年3月31日までに開業した場合】
 - （ア）平成31年4月2日～令和元年12月31日までに開業した場合（下記の①②の両方）
 - ①確定申告書（B第一表・第二表）の写し（※確定申告書の写しが提出できない場合は、募集要項P12を参照ください。）
 - ・所得税青色申告決算書又は白色申告で収支内訳書を作成している方は、その写しも提出してください。
 - ②開業日の翌月から令和元年12月までの売上高を示す帳簿等（※）の写し
（令和元年12月1日以降に開業した場合は、令和2年1月から3月までの売上高を示す帳簿等（※）の写し）
 - （イ）令和2年1月1日～令和2年3月31日までに開業した場合（下記の①②の両方）
 - ①開業届の写し（府内税務署受付印があるもの）
 - ②開業の翌月から令和2年3月までの売上高を示す帳簿等（※）の写し
（令和2年3月1日以降に開業した場合は、令和2年3月の売上高を示す帳簿等（※）の写し）
 - 「施設の使用制限の要請等」を受ける施設の写真（外観・内観・看板表示の3点）
 - 本人確認書類（運転免許証（表・裏）、パスポート（顔写真記載ページ）、保険証等）の写し
 - 売上減少を比較できる書類（令和2年4月の売上高を示す帳簿等（※））の写し
 - 振込先となる個人事業主主義の金融機関の通帳の写し（通帳の1ページ目の見開きのコピー）
帳簿等（※）：月次試算表、売上台帳、現金出納帳等などの写し（いずれかひとつを提出）
- ～該当するものは、全て提出してください。～
- 営業に関する全ての許認可証等の写し（法令等が求める営業に必要な許可等を取得している場合）
 - 賃貸借契約書等の写し（賃貸の場合のみ）
- レターパックライト（郵便物の追跡が可能）で郵送してください。（本チェックリストは提出不要です。）